

新型コロナ

くらし・雇用を守るには…

生活が苦しくなった。使える制度は？

休業や失業で緊急に生活のためのお金が必要になった場合、社会福祉協議会による貸付制度があります。

【生活福祉資金貸付制度】

3月25日から生活福祉資金制度にもとづく特例貸付が始まりました。「生活資金をただちに」と求める国民世論をはじめ、日本共産党など野党各党の要求が政府を動かしたものです。緊急対策の一環として、低所得世帯以外の一般世帯にも拡大し、「休業や失業等により生活資金でお悩みの方々

に向けた、緊急小口資金等の特例貸付」（厚労省）制度です。

この制度は、主に休業者向けの「緊急小口資金」と、主に失業者等向けの「総合支援資金」があり、両方で最大80万円まで借りられます。今回の特例措置で「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」という返済免除規定が加わりました。（下の厚労省作成チラシ参照）

このほか、自治体独自の緊急融資制度や休業補償制度などを創設する動きも広がっています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※従来の低所得世帯等に限定した取り扱いを拡大。
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・その他の場合、10万円以内
※従来の10万円以内とする取り扱いを拡大。

■据え置き期間

1年以内
※従来の2月以内とする取り扱いを拡大。

■償還期限

2年以内
※従来の12月以内とする取り扱いを拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

主に失業された方等向け（総合支援資金）

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※従来の低所得世帯に限定した取り扱いを拡大。
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
- ・（単身）月15万円以内
貸付期間：原則3月以内

■据え置き期間

1年以内
※従来の6月以内とする取り扱いを拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要
※従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取り扱いを緩和。

■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

雇用・労働 … 待機や解雇がいわれたら？

【自宅待機・シフト削減の場合】

国や自治体からの自粛要請があったとしても、会社の判断で休みにするわけですから、賃金の支払いを求められます。労働基準法26条は、平均賃金の6割以上の「休業手当」を支払うことを求めています。また、民法536条2項の「使用者の責めに帰すべき事由」にあたる場合は、全額支給となります。シフト削減の場合も同様で、アルバイトにも適用されます。また、学校休業に伴う助成金も6月30日まで延長になっています。

【解雇の場合】

新型コロナで会社の経営状態に影響が出たとしても、労働者には何の責任もありません。

もし解雇されたら、会社の都合です。これは「整

理解雇」と呼ばれ、通常の解雇よりも厳格に判断されます。そのために、「整理解雇の4要件」（(1) 人員削減の必要性があること、(2) 解雇を回避するための努力が尽くされていること、(3) 解雇される者の選定基準および選定が合理的であること、(4) 事前に使用者が解雇される者へ説明・協議を尽くしていること）に照らして妥当性が厳しく問われます。

【雇い止めの場合】

有期雇用契約の雇い止めの場合は、労働契約法19条に照らし、一定の場合には、解雇の場合と同様に、雇い止めに正当な理由（客観的合理的理由と社会通念上の相当性）が必要です。会社側の一方的な雇い止めは制限されています。

解雇・雇い止めなどの労働相談は、全労連の労働相談ホットライン 0120-378-060 などに相談してください。

授業料の減免制度は？

新型コロナにかかわって、現役学生から「親の仕事がなくなり、学費が払えなくなる」との不安の声が上がっています。

文部科学省は、3月26日に、「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援等について」との事務連絡を出しています。そこでは、4人世帯で年収が380万円以下（住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯）の世帯の学生に、授業料・入学金の免除・減額とともに給付型奨学金を支給するとしています（別表）。2020年4月からのスタートですが、申し込みをまだしていない学生は、4月以降も申し込みができます。申請方法は、(1) 申し込み案内などを学校から受け取る、(2) 申し込み案内にもとづき必要な書類をそろえる、(3) 学校に必要な書類を提出する一です。各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してください。

＜昼間制＞

		授業料減免 上限額 (年額)	入学金減免 上限額 (一回限り支給)	給付額		
					月額	(参考)年額
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

※「しんぶん赤旗」4月7日付け「新型コロナQ&A 第2弾」より抜粋

授業料等減免額（上限）・ 給付型奨学金の支給額

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2の額又は3分の1の額を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、その額の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。